

宮城県公報

令和7年11月18日(火)
定期第650号

目次

告示

- 宮城県議会定例会の招集(財政課)
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請(廃棄物対策課)
- 農用地利用集積等促進計画の認可(農業振興課)
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧(水産業振興課)
- 建設業の営業の停止(事業管理課)
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出(気仙沼地方振興事務所)

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(道路課)
- 開発行為に関する工事の完了(建築宅地課)

教育委員会

- 宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則(教育庁高校教育創造室)

宮城県告示第658号

令和7年11月27日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和7年11月18日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県告示第659号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があるので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成 10 年宮城県告示第 737 号。以下「要綱」という。）第 30 条第 1 項の規定により告示し、同条第 3 項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第 32 条第 1 項の規定により意見書を提出することができる。

令和 7 年 11 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社 BWM
- (2) 所在地 仙台市青葉区大町 2 丁目 10 番 14 号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 斎藤 博

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市南方町実沢 147 番、148 番、150 番、151 番 1、152 番 1、152 番 2

3 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 8 号の 2）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

5 申請年月日

令和 7 年 10 月 24 日

6 縦覧場所等

- (1) 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
- (2) 縦覧期間 令和 7 年 11 月 18 日から令和 7 年 12 月 18 日まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

7 意見書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）
- (3) 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

宮城県告示第660号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 11 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

2 認可年月日

令和 7 年 11 月 18 日

宮城県告示第661号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 11 月 18 日から令和 7 年 12 月 2 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 18 日

宮城県知事 村井嘉浩

届出事項			縦覧場所
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称	
牡鹿郡女川町竹浦字月浜 6 番地 28 阿部 敏雄	女川町加入区	宮城県漁業協同組合女川町支所	宮城県牡鹿郡女川町市場通り 66
牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜 65 番地 19 大江 清明			

宮城県告示第662号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和 7 年 11 月 18 日

宮城県知事 村井嘉浩

1 処分をした年月日

令和 7 年 11 月 18 日

2 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
阿部建設株式会社 大槻 秀樹	仙台市青葉区中江二丁目 23 番 20 号	特-3 第 536 号

3 処分の内容

法第 28 条第 3 項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち民間工事に係るもの

2 営業停止期間

令和 7 年 12 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 120 日間

4 処分の原因となった事実

阿部建設株式会社の元取締役は、水産加工会社の中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の申請に際し、工事代金を水増しするなどにより、虚偽の契約書や見積書を作成し、当該補助金の不正受給に関与した。

これにより、令和 7 年 9 月 16 日に仙台地方裁判所から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）違反により懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する。

宮城県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、階上大谷土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和7年11月18日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所長 小嶋淳一

1 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職
令和7年10月22日	畠山正一郎	気仙沼市波路上後原28番地	理事
令和7年10月22日	齋藤栄	気仙沼市本吉町長根97番地1	理事
令和7年10月22日	高橋博明	気仙沼市本吉町大谷367番地	理事
令和7年10月22日	畠山隆	気仙沼市波路上岩井崎90番地1	理事
令和7年10月22日	平田勝	気仙沼市長磯浜73番地	理事
令和7年10月22日	尾形仁一	気仙沼市本吉町道貫101番地2	理事
令和7年10月22日	佐藤俊章	気仙沼市波路上牧25番地	監事
令和7年10月22日	佐藤兼一	気仙沼市本吉町石川原137番地	監事
令和7年10月22日	菊田篤	気仙沼市最知北最知205番地5	監事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職
令和7年10月21日	鈴木敏榮	気仙沼市長磯原の沢58番地	理事
令和7年10月21日	高橋利夫	気仙沼市本吉町石川原164番地	理事
令和7年10月21日	畠山正一郎	気仙沼市波路上後原28番地	理事
令和7年10月21日	齋藤栄	気仙沼市本吉町長根97番地1	理事
令和7年10月21日	小野寺道志	気仙沼市長磯浜39番地	理事
令和7年10月21日	鳳京創一	気仙沼市本吉町長根15番地1	理事
令和7年10月21日	佐藤俊章	気仙沼市波路上牧25番地	監事
令和7年10月21日	佐藤兼一	気仙沼市本吉町石川原137番地	監事
令和7年10月21日	菊田篤	気仙沼市最知北最知205番地5	監事

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和7年11月18日

宮城県知事 村井嘉浩

1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径3ミリメートル、運搬車種10トン車以下、宮城県東部土木事務所登米地域事務所管内分）（単価契約） 790トン

2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

宮城県東部土木事務所登米地域事務所 宮城県登米市迫町佐沼字西佐沼150番5号

3 落札者を決定した日

令和7年10月17日

4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

株式会社東日本ソルト 宮城県仙台市宮城野区日の出町3丁目3番20号

5 落札金額

38円20銭（1キログラム当たり、消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年9月5日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に
係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 11 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	名取市増田字北谷 102 番 1 の一部、102 番 6 の一 部、103 番 1、104 番、106 番、114 番 4 の一部、114 番 5 の一部、114 番 8、114 番 9 の一部、114 番 10 の 一部、114 番 11 の一部、114 番 12、118 番 1 の一部、 119 番 2 の一部、119 番 3、125 番 3 の一部、125 番 4 の一部、102 番 1 地先水の一部
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	仙台市太白区柳生七丁目 26 番地の 5 アメニティ ライフ 21 office-1 E 株式会社エラン

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

宮城県教育委員会

宮城県教育委員会規則第16号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第1（第1条関係）							別表第1（第1条関係）						
(1) 学年制による全日制の課程							(1) 学年制による全日制の課程						
学校名	学科	修業年 限	男女の 別	収容定員			学校名	学科	修業年 限	男女の 別	収容定員		
				第1学 年	第2学 年	第3学 年					第1学 年	第2学 年	第3学 年
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県水産高等 学校	海洋総合 科	3年	男女	—	—	160	宮城県水產高等 学校	海洋総合 科	3年	男女	—	160	160
	船舶運航 科	3年	男女	40	40	—		船舶運航 科	3年	男女	40	—	—
	生物環境 科	3年	男女	40	40	—		生物環境 科	3年	男女	40	—	—
	食品科	3年	男女	40	40	—		食品科	3年	男女	40	—	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県塩釜高等 学校	普通科	3年	男女	200	240	240	宮城県塩釜高等 学校	普通科	3年	男女	240	240	240
	ビジネス 科	3年	男女	80	80	80		ビジネス 科	3年	男女	80	80	80
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

宮城県白石高等学校	看護科	3年	男女	40	40	40
宮城県白石高等学校	普通科	3年	男女	40	<u>40</u>	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県築館高等学校	普通科	3年	男女	160	160	160
一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	3年	男女	40	<u>40</u>	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県一迫商業高等学校	流通経済科	3年	男女	—	—	40
	情報処理科	3年	男女	—	—	40
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県鹿島台商業高等学校	商業科	3年	男女	80	80	<u>80</u>
宮城県富谷高等学校	普通科	3年	男女	240	<u>240</u>	280
宮城県蔵王高等学校	普通科	3年	男女	—	—	80
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県亘理高等学校	普通科	3年	男女	80	80	80
	食品科学科	3年	男女	40	40	40
	商業科	3年	男女	—	—	—
	家政科	3年	男女	40	40	40
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県涌谷高等学校	普通科	3年	男女	120	120	<u>120</u>

宮城県白石高等学校	看護科	3年	男女	40	40	40
宮城県白石高等学校	普通科	3年	男女	40	—	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県築館高等学校	普通科	3年	男女	160	160	160
一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	3年	男女	40	—	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県一迫商業高等学校	流通経済科	3年	男女	—	40	40
	情報処理科	3年	男女	—	40	40
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県鹿島台商業高等学校	商業科	3年	男女	80	80	120
宮城県富谷高等学校	普通科	3年	男女	240	<u>280</u>	280
宮城県蔵王高等学校	普通科	3年	男女	—	80	80
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県亘理高等学校	普通科	3年	男女	80	80	80
	食品科学科	3年	男女	40	40	40
	商業科	3年	男女	—	—	40
	家政科	3年	男女	40	40	40
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県涌谷高等学校	普通科	3年	男女	120	120	160

[略]

(2) 単位制による全日制の課程

学校名	学科	修業年 限	男女の 別	各年次収容定員		
				第1年 次	第2年 次	第3年 次
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県迫桜高等 学校	総合学科	3年	男女	160	<u>160</u>	200
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2) 単位制による全日制の課程

学校名	学科	修業年 限	男女の 別	各年次収容定員		
				第1年 次	第2年 次	第3年 次
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県迫桜高等 学校	総合学科	3年	男女	160	<u>200</u>	200
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。